

# 令和8年度 川口市地球温暖化対策活動 支援金のご案内

## 先着順!!

受付期間：令和8年5月11日（月）～ 予算額に達した日まで  
（※予算がある場合でも、令和9年3月15日（月）で受付終了）

## 支援対象システム

- ①太陽光発電システム
- ②コージェネレーションシステム（エネファーム）
- ③雨水貯留施設
- ④生ごみ処理容器
- ⑤太陽熱利用システム
- ⑥地中熱利用システム
- ⑦定置用リチウムイオン蓄電池
- ⑧HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）
- ⑨燃料電池自動車（FCV）
- ⑩電気自動車（EV）

## 市内業者を活用した場合、支援金額増額！！

地域産業の活性化、地域経済の振興を図るため、市内業者（市内に本店登記を有する法人、又は市内に住所を有し、かつ事業所を有する個人事業主）とシステム設置等の契約を締結し、かつ申請者と当該業者の間で、費用の支払い及び領収書の発行が行われる場合に支援金の上限額を増額します。  
（燃料電池自動車及び電気自動車は除く）

## 川口市環境部環境総務課

住 所 〒332-0001 川口市朝日4-21-33  
朝日環境センター リサイクルプラザ棟3階  
電話番号 048-228-5320  
FAX 番号 048-228-5382  
E-mail 090.02000@city.kawaguchi.saitama.jp

# ○地球温暖化対策活動支援金 申請事務フロー

## ①【申請者】システムの設置・購入

- ・川口市では引渡し後、購入後の申請となります。
- ・国や県の補助を併用する場合は、事前申請か事後申請かをご確認ください。

## ②【申請者】申請書類一式を環境総務課に提出

## ③【市】各種審査

- ・書類の確認や納税状況の確認等を行います。
- ・目安として申請書の提出を受けてから交付決定まで1か月程度かかります。
- ・審査上必要な場合、追加資料の提出を依頼することがあります。
- ・申請書の訂正や追加資料の提出等が必要になった場合は、交付決定までの期間が1か月を超えることがあります。

## ④【市】交付決定

- ・交付決定通知書を送付します。

## ⑤【市】指定された口座に振込

- ・目安として交付決定後2週間程度で振り込まれます。  
(書類等に不備がない場合は、申請してから概ね1か月半程度です)

【問い合わせ】川口市環境部環境総務課

332-0001 川口市朝日4-21-33 朝日環境センターリサイクルプラザ棟3階

TEL: 048-228-5320(直通) FAX: 048-228-5382

E-mail: 090.02000@city.kawaguchi.saitama.jp

## 1 支援対象

次の条件すべてに該当すること

- (1) 市内に居住し、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者、または区分所有者の団体で、市外への転出予定がないこと。
- (2) 市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税）に滞納が無いこと。
- (3) 設置、導入した機器等は申請者自身が居住地にて使用するもので、譲渡、転売等を目的としていないこと。なお、PPA（電力販売契約）及びリースは不可とする。
- (4) 設置、導入した機器等が中古品ではないこと。
- (5) その他、支援対象システムごとに定めた交付要件を満たしていること。

## 2 申請方法

受付期間：令和8年5月11日（月）～予算額に達した日まで（先着順）  
（※予算がある場合でも、令和9年3月15日（月）で受付終了）

受付時間：午前9時～午後4時30分 ※電子申請は24時間

受付場所：環境総務課（下記のいずれか）

郵送（簡易書留など、配達履歴の確認が可能な方法に限る）  
持参

電子申請（市ホームページの交付申請兼請求フォームにて）

申請書等の入手方法：当冊子の該当ページをコピー

または、環境総務課のホームページからダウンロード

## 3 注意事項

- ・ 支援金の申請はすべて「事後申請」です。
- ・ 業者等に申請手続きを委任する場合は必ずシステムごとに委任状を提出してください。
- ・ 同一のシステムについての支援金の申請は、1世帯につき1件までとなります。
- ・ 送料、支払手数料、製品保証料などは支援対象経費には含みません。
- ・ 複数のシステムについて申請する場合は、システムごとに申請書類を一式揃えて提出してください。
- ・ 支援金の交付までに要する一切の経費（申請書や追加・修正資料の提出等にかかる郵送費等）はすべて申請者の負担となります。
- ・ 支援金の振込口座に指定できるのは申請者名義の口座のみとなります。

**提出書類の詳細やQ & A等を掲載していますので、申請前に必ず環境総務課のホームページをご確認ください。**



## ① 太陽光発電システム

### 【支援金の交付対象となる活動】

市内の住宅に太陽光発電システムを購入して設置、または同システムが設置された新築の住宅を購入し、同システムを継続して使用する活動（増設、PPA 及びリースは対象外）。

### 【交付要件】

- ・ 申請者自らが居住していること。
- ・ 電力会社の電力系統に接続すること。
- ・ 設置した太陽光パネルが JPEA 代行申請センターの JP-AC 太陽光パネル型式登録リストに A 登録で登録されていること。
- ・ 太陽光パネルの定格出力の合計が 1kW 以上のもの。
- ・ システムの引渡日が令和 8 年 3 月 1 日以降であること。

【支援金額】 ※設置費に 2 分の 1 を乗じて得た額(1,000 円未満切捨)とし上限まで

- |                  |        |    |           |
|------------------|--------|----|-----------|
| ・ 市内業者を活用した場合    | 1 システム | 上限 | 160,000 円 |
| ・ 市内業者以外による設置の場合 | 1 システム | 上限 | 80,000 円  |

### 【提出書類】

- ① (様式第 1 号) 川口市地球温暖化対策活動支援金交付申請書兼請求書
- ② 領収書の写し (宛名は申請者フルネームのもの)  
※領収書では太陽光発電システムのみを設置費用が分からない場合は領収書内訳を添付すること。
- ③ 設置状況の写真
  - ・ 設置前 (新築の場合は、更地の写真で可)
  - ・ 設置後 (システムが設置された状態のもの)
  - ・ システムを設置した住宅の全景 (住宅全体の外観が確認できるもの)
- ④ 太陽光パネルのレイアウトが確認できる図面
- ⑤ 電力会社の電力系統に接続することを示す書類の写し (次の「A」から「D」のいずれかを提出)
  - A : 「接続契約のご案内」
  - B : 「特定契約のご案内」
  - C : 東京電力HP「購入実績お知らせサービス」の契約内容 (購入開始年月日等) が確認できるページの写し
  - D : 再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT) を利用しない場合、「電力受給契約申込書 (FIT 認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用)」について電力会社から接続の承諾を得たもの
- ⑥ (様式第 2 号) システム概要書
- ⑦ 設置業者が市内業者であることが分かる書類 (市内業者を活用した場合のみ)
  - ・ 設置業者が法人の場合 : 「法人登記事項証明書」
  - ・ 設置業者が個人事業主の場合 : 個人事業主の「住民票」※発行日から 1 年以内のもの。写しの提出を可とする。
- ⑧ その他、申請の受理及び審査において必要とされた書類

## ② コージェネレーションシステム（エネファーム）

### 【支援金の交付対象となる活動】

市内の住宅にコージェネレーションシステム（エネファーム）を購入して設置、または同システムが設置された新築の住宅を購入し、同システムを継続して使用する活動（増設及びリースは対象外）。

### 【交付要件】

- ・ 申請者自らが居住していること。
- ・ 設置したシステムが一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定する機器に登録されているもの。
- ・ システムの引渡日が令和8年3月1日以降であること。

### 【支援金額】 ※設置費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満切捨)とし上限まで

- |                  |       |    |         |
|------------------|-------|----|---------|
| ・ 市内業者を活用した場合    | 1システム | 上限 | 60,000円 |
| ・ 市内業者以外による設置の場合 | 1システム | 上限 | 50,000円 |

### 【提出書類】

- ① （様式第1号）川口市地球温暖化対策活動支援金交付申請書兼請求書
- ② 領収書の写し（宛名は申請者フルネームのもの）  
※領収書ではコージェネレーションシステムのみでの設置費用が分からない場合は領収書内訳を添付すること。
- ③ 設置状況の写真
  - ・ 設置前（新築の場合は、更地の写真で可）
  - ・ 設置後（システムが設置された状態のもの）
  - ・ システムを設置した住宅の全景（住宅全体の外観が確認できるもの）
- ④ （様式第2号）システム概要書
- ⑤ 設置業者が市内業者であることが分かる書類（市内業者を活用した場合のみ）
  - ・ 設置業者が法人の場合：「法人登記事項証明書」
  - ・ 設置業者が個人事業主の場合：個人事業主の「住民票」※発行日から1年以内のもの。写しの提出を可とする。
- ⑥ その他、申請の受理及び審査において必要とされた書類

### ③ 雨水貯留施設

#### 【支援金の交付対象となる活動】

市内の住宅に雨水貯留施設を購入して設置、または同システムが設置された新築の住宅を購入し、継続して雨水を有効利用する活動（浄化槽からの転用等の地下埋設型も対象とする。なお、増設及びリースは対象外）。

#### 【交付要件】

- ・ 申請者自らが居住していること。
- ・ 雨水貯留施設本体は一般に市販されているもので、雨どいからの導入管や蛇口が取り付けられていること。
- ・ 衛生的な使用ができるもの（虫の発生や異物の混入等を防げるもの）。
- ・ 代金の領収日が令和8年3月1日以降であること。
- ・ 住定日以降に購入したもの。

#### 【支援金額】 ※設置費に2分の1を乗じて得た額(100円未満切捨)とし上限まで

- |                  |       |    |         |
|------------------|-------|----|---------|
| ・ 市内業者を活用した場合    | 1システム | 上限 | 24,000円 |
| ・ 市内業者以外による設置の場合 | 1システム | 上限 | 20,000円 |

#### 【提出書類】

- ① （様式第1号）川口市地球温暖化対策活動支援金交付申請書兼請求書
- ② 領収書の写し（宛名は申請者フルネームのもの）  
※領収書では雨水貯留施設のための設置費用が分からない場合は領収書内訳を添付すること。
- ③ 設置状況の写真
  - ・ 設置前（新築の場合は、更地の写真で可）
  - ・ 設置後（システムが設置された状態のもの）
  - ・ システムを設置した住宅の全景（住宅全体の外観が確認できるもの）
- ④ 排水設備工事検査済証等の写し（浄化槽転用の場合のみ）
- ⑤ 設置業者が市内業者であることが分かる書類（市内業者を活用した場合のみ）
  - ・ 設置業者が法人の場合：「法人登記事項証明書」
  - ・ 設置業者が個人事業主の場合：個人事業主の「住民票」  
※発行日から1年以内のもの。写しの提出を可とする。
- ⑥ その他、申請の受理及び審査において必要とされた書類

## ④ 生ごみ処理容器

### 【支援金の交付対象となる活動】

市内の住宅において、家庭から排出される生ごみの自家処理により生ごみの減量を図るため、生ごみ処理容器を購入し、当該容器を継続して使用する活動（増設及びリースは対象外）。

### 【交付要件】

- ・ 申請者自らが居住する住宅で使用すること。
- ・ 容器等の内部で生ごみを減量する機能を有するもの（ディスプレイは対象外）。
- ・ 臭気等の発散の防止や雨水が流入しないフタがあるもの。
- ・ 代金の領収日が令和8年3月1日以降であること。
- ・ 住定日以降に購入したもの。

### 【支援金額】 ※購入費に2分の1を乗じて得た額(100円未満切捨)とし上限まで

- |                  |      |    |         |
|------------------|------|----|---------|
| ・ 市内業者を活用した場合    | 1セット | 上限 | 18,000円 |
| ・ 市内業者以外から購入した場合 | 1セット | 上限 | 15,000円 |

### 【提出書類】

- ① (様式第1号) 川口市地球温暖化対策活動支援金交付申請書兼請求書
- ② 領収書の写し(宛名は申請者フルネームのもの)  
※商品名の記載があるもの。また、領収書では生ごみ処理容器のみの購入費用が分からない場合は領収書内訳を添付すること。  
※別売りの薬剤、消耗品等は支援対象経費とはなりません。
- ③ 設置状況の写真
- ④ 機器の名称及び処理方式等がわかるカタログ等の写し(取扱説明書や製品のHPの写し等)
- ⑤ 設置業者が市内業者であることが分かる書類(市内業者を活用した場合のみ)
  - ・ 設置業者が法人の場合: 「法人登記事項証明書」
  - ・ 設置業者が個人事業主の場合: 個人事業主の「住民票」※発行日から1年以内のもの。写しの提出を可とする。
- ⑥ その他、申請の受理及び審査において必要とされた書類

## ⑤ 太陽熱利用システム

## ⑥ 地中熱利用システム

### 【支援金の交付対象となる活動】

市内の住宅に太陽熱利用システム（自然循環型・強制循環型ともに可）もしくは地中の熱（冷熱を含む）を熱源とした地中熱利用システムを購入して設置、または同システムが設置された新築の住宅を購入し、同システムを継続して使用する活動（増設及びリースは対象外）。

### 【交付要件】

- ・ 申請者自らが居住していること。
- ・ 太陽熱利用システム：  
設置したシステムが一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの。
- ・ 地中熱利用システム：  
設置したシステムのエネルギー消費効率（COP）が3.0以上であること。  
（ただし、パッシブ地中熱システムの場合はこの限りではない。）
- ・ システムの引渡日が令和8年3月1日以降であること。

### 【支援金額】 ※設置費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満切捨)とし上限まで

- |                  |       |    |          |
|------------------|-------|----|----------|
| ・ 市内業者を活用した場合    | 1システム | 上限 | 160,000円 |
| ・ 市内業者以外による設置の場合 | 1システム | 上限 | 80,000円  |

### 【提出書類】

- ① （様式第1号）川口市地球温暖化対策活動支援金交付申請書兼請求書
- ② 領収書の写し（宛名は申請者フルネームのもの）  
※領収書ではシステムのみを設置費用が分からない場合は領収書内訳を添付すること。
- ③ 設置状況の写真
  - ・ 設置前（新築の場合は、更地の写真で可）
  - ・ 設置後（システムが設置された状態のもの）
  - ・ システムを設置した住宅の全景（住宅全体の外観が確認できるもの）
- ④ 機器の規格等がわかるカタログ等の写し
- ⑤ （様式第2号）システム概要書
- ⑥ 設置業者が市内業者であることが分かる書類（市内業者を活用した場合のみ）
  - ・ 設置業者が法人の場合：「法人登記事項証明書」
  - ・ 設置業者が個人事業主の場合：個人事業主の「住民票」  
※発行日から1年以内のもの。写しの提出を可とする。
- ⑦ その他、申請の受理及び審査において必要とされた書類

地中熱利用システムについては、下記の書類も提出すること。

- ⑧ 掘削孔の深度等が確認できる立面図

## ⑦ 定置用リチウムイオン蓄電池

### 【支援金の交付対象となる活動】

市内の住宅に定置用リチウムイオン蓄電池を購入して設置、または同システムが設置された新築の住宅を購入し、同システムを継続して使用する活動（増設及びリースは対象外）。

### 【交付要件】

- ・ 申請者自らが居住していること。
- ・ 設置したシステムが当該年度又は前年度に一般社団法人環境共創イニシアチブ「ZEH支援事業」の補助対象機器として指定されたもの。
- ・ システムの引渡日が令和8年3月1日以降であること。

### 【支援金額】 ※設置費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満切捨)とし上限まで

- |                  |       |    |          |
|------------------|-------|----|----------|
| ・ 市内業者を活用した場合    | 1システム | 上限 | 160,000円 |
| ・ 市内業者以外による設置の場合 | 1システム | 上限 | 80,000円  |

### 【提出書類】

- ① (様式第1号) 川口市地球温暖化対策活動支援金交付申請書兼請求書
- ② 領収書の写し (宛名は申請者フルネームのもの)  
※領収書では定置用リチウムイオン蓄電池のみの設置費用が分からない場合は領収書内訳を添付すること。
- ③ 設置状況の写真
  - ・ 設置前 (新築の場合は、更地の写真で可)
  - ・ 設置後 (システムが設置された状態のもの)
  - ・ システムを設置した住宅の全景 (住宅全体の外観が確認できるもの)
- ④ 機器の規格等がわかるカタログ等の写し
- ⑤ (様式第2号) システム概要書
- ⑥ 設置業者が市内業者であることが分かる書類 (市内業者を活用した場合のみ)
  - ・ 設置業者が法人の場合：「法人登記事項証明書」
  - ・ 設置業者が個人事業主の場合：個人事業主の「住民票」  
※発行日から1年以内のもの。写しの提出を可とする。
- ⑦ その他、申請の受理及び審査において必要とされた書類

## ⑧ HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）

### 【支援金の交付対象となる活動】

市内の住宅にHEMSを購入して設置、または同システムが設置された新築の住宅を購入し、同システムを継続して使用する活動（増設及びリースは対象外）。

### 【交付要件】

- ・ 申請者自らが居住していること。
- ・ 設置したシステムが家電製品や給湯機器などをネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つもの。
- ・ 設置したシステムが一般社団法人エコーネットコンソーシアムの「ECHONETLite」規格を標準インターフェイスとして搭載したもの。
- ・ システムの引渡日が令和8年3月1日以降であること。

### 【支援金額】 ※設置費に2分の1を乗じて得た額(100円未満切捨)とし上限まで

- |                  |       |    |         |
|------------------|-------|----|---------|
| ・ 市内業者を活用した場合    | 1システム | 上限 | 24,000円 |
| ・ 市内業者以外による設置の場合 | 1システム | 上限 | 20,000円 |

### 【提出書類】

- ①（様式第1号）川口市地球温暖化対策活動支援金交付申請書兼請求書
- ② 領収書の写し（宛名は申請者フルネームのもの）  
※領収書ではHEMSのみの設置費用が分からない場合は領収書内訳を添付すること。
- ③ 設置状況の写真
  - ・ 設置前（新築の場合は、更地の写真で可）
  - ・ 設置後（情報収集装置（コントローラー））
  - ・ システムを設置した住宅の全景（住宅全体の外観が確認できるもの）
- ④ HEMS機器の構成・規格等がわかるカタログ等の写し
- ⑤（様式第2号）システム概要書
- ⑥ 設置業者が市内業者であることが分かる書類（市内業者を活用した場合のみ）
  - ・ 設置業者が法人の場合：「法人登記事項証明書」
  - ・ 設置業者が個人事業主の場合：個人事業主の「住民票」  
※発行日から1年以内のもの。写しの提出を可とする。
- ⑦ その他、申請の受理及び審査において必要とされた書類

## ⑨ 燃料電池自動車（FCV）

### 【支援金の交付対象となる活動】

自家用として燃料電池自動車を購入し、主に川口市内において継続して使用する活動（リースは対象外）。

### 【交付要件】

- ・ 市内に住所を有する個人であること。
- ・ 搭載された燃料電池によって駆動する電動機を原動機とする内燃機関を併用しない四輪以上の自動車であること。
- ・ 一般社団法人次世代自動車振興センターの実施する「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」において、燃料電池自動車の区分に該当する補助対象車両であること。
- ・ 自動車検査証記録事項における自家用・事業用の別が「自家用」であること。
- ・ 自動車検査証記録事項における使用の本拠の位置及び使用者の住所が市内にあること。
- ・ 車両の納車日が令和8年3月1日以降であること。

【支援金額】 ※購入費（車両本体価格）に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満切捨)とし上限まで

- ・ 1車両 上限 300,000円  
※オプションの費用、送料、手数料などの車両本体価格以外は支援対象経費に含みません。

### 【提出書類】

- ① (様式第1号) 川口市地球温暖化対策活動支援金交付申請書兼請求書
- ② 領収書又はそれに類する書類(例:クレジット契約書)の写し(宛名は申請者フルネームのもの)  
※領収書等では燃料電池自動車の本体価格の購入費用が分からない場合は領収書内訳(または注文書の写し)を添付すること。
- ③ 購入車両写真(車両全体が写りナンバーが確認できるもの)
- ④ 自動車検査証記録事項の写し  
※電子自動車検査証(A6サイズ)とともに発行される書類
- ⑤ (様式第2号) システム概要書
- ⑥ その他、申請の受理及び審査において必要とされた書類

### 【特記事項】 (財産処分の制限)

燃料電池自動車の納車後、4年以内に当該車両の処分等をする場合、下記のとおり市の承認及び支援金の全額または一部の返還が必要となります。

- ・ 財産の処分(売却、廃棄、名義変更、市外への移転等)を行う場合  
財産処分承認申請書を提出し、市の承認を受けてから行ってください。  
なお、承認には原則として支援金の全額または一部の返還が条件となります。
- ・ その他軽微な変更(支援金申請者の氏名・住所の変更(市内での転居)、車両番号の変更)  
変更内容が確認できる書類(住民票や自動車検査証の写し)を添付し、任意の様式で届出を行ってください。

## ⑩ 電気自動車 (EV)

### 【支援金の交付対象となる活動】

自家用として電気自動車を購入し、主に川口市内において継続して使用する活動(リースは対象外)。

### 【交付要件】

- ・ 市内に住所を有する個人であること。
- ・ 搭載された電池によって駆動する電動機を原動機とする内燃機関を併用しない四輪以上の自動車であること(プラグインハイブリッド車(PHEV・PHV)は対象外)。
- ・ 一般社団法人次世代自動車振興センターの実施する「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」において、電池自動車の区分に該当する補助対象車両であること。
- ・ 自動車検査証記録事項における自家用・事業用の別が「自家用」であること。
- ・ 自動車検査証記録事項における使用の本拠の位置及び使用者の住所が市内にあること。
- ・ 車両の納車日が令和8年3月1日以降であること。

### 【支援金額】 ※購入費(車両本体価格)に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満切捨)とし上限まで

- ・ 1車両 上限 50,000円
- ※オプションの費用、送料、手数料などの車両本体価格以外は支援対象経費に含みません。

### 【提出書類】

- ① (様式第1号) 川口市地球温暖化対策活動支援金交付申請書兼請求書
- ② 領収書又はそれに類する書類(例:クレジット契約書)の写し(宛名は申請者フルネームのもの)  
※領収書等では電気自動車の本体価格の購入費用が分からない場合は領収書内訳(または注文書の写し)を添付すること。
- ③ 購入車両写真(車両全体が写りナンバーが確認できるもの)
- ④ 自動車検査証記録事項の写し  
※電子自動車検査証(A6サイズ)とともに発行される書類
- ⑤ (様式第2号) システム概要書
- ⑥ その他、申請の受理及び審査において必要とされた書類

### 【特記事項】 (財産処分の制限)

電気自動車の納車後、4年以内に当該車両の処分等をする場合、下記のとおり市の承認及び支援金の全額または一部の返還が必要となります。

- ・ 財産の処分(売却、廃棄、名義変更、市外への移転等)を行う場合  
財産処分承認申請書を提出し、市の承認を受けてから行ってください。  
なお、承認には原則として支援金の全額または一部の返還が条件となります。
- ・ その他軽微な変更(支援金申請者の氏名・住所の変更(市内での転居)、車両番号の変更)  
変更内容が確認できる書類(住民票や自動車検査証の写し)を添付し、任意の様式で届出を行ってください。

川口市地球温暖化対策活動支援金交付申請書兼請求書

私(申請者)は、申請にあたり、下記4つの事項に全て確認・同意したうえで申請します。

同意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境総務課長が申請者の住民基本台帳及び市税の納税状況を照会すること。</li> <li>申請書の記入内容に誤記や不備があった場合、添付資料等に基づき市が記入内容を修正・追加すること。</li> <li>審査において疑義が生じた場合、導入機器及び関係する契約等について市が調査を行うこと。</li> <li>FCV及びEVについて、納車から4年以内に車両を処分する場合、市の承認を受けてから行うこと。その際、原則として支援金の全額または一部の返還が条件となること。</li> </ul>
------	---

申請者	フリガナ		申請日	令和 年 月 日
	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	(〒 - )	電話番号	
			メールアドレス	

支援金を申請する活動内容 <small>※1つ選んで○を付けてください</small>	選択	活動内容		
		太陽光発電システム	太陽光パネルの※1 公称最大出力合計	k W
		コージェネレーションシステム		
		雨水貯留施設	支援対象経費(税込)	システム導入日※2
		生ごみ処理容器	円	令和 年 月 日
		太陽熱利用システム		
		地中熱利用システム	住宅の種類※3	住宅の築年数※3
		定置用リチウムイオン蓄電池	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 ※「共同住宅」、「併用住宅」で申請の場合は事前にご相談ください。	<input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 既存住宅 ※住宅竣工から1年以内にシステムを導入した場合は、「新築住宅」
		HEMS		
		FCV		
	EV			

※1「太陽光発電システム」を申請する場合のみ記入してください。

※2 システムの引渡日を記入してください。ただし、「生ごみ処理容器」及び「雨水貯留施設」は代金の領収日を記入してください。

※3 「生ごみ処理容器」・「FCV」・「EV」は記入不要です。

振り込み希望口座 ※本人口座のみ							
銀行				口座種別			
金庫				支店			
農協				<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座			
口座番号							
フリガナ							
口座名義人							

査定額(請求額)
※記入しないでください。


システム概要書

(あて先) 川口市長

様邸に(設置・納車)したシステムは、下記のとおりです。

記

1 設置(納車)したシステム(該当するものを一つ選んで、○で囲んでください。)

- 太陽光発電システム ・ コージェネレーションシステム ・ 太陽熱利用システム  
地中熱利用システム ・ 定置用リチウムイオン蓄電池 ・ HEMS ・ FCV ・ EV

2 引渡日

年 月 日

3 システム概要

①メーカー	②型式	③公称最大出力(単位)	④枚数(枚)	⑤合計出力(単位)
		( )		( )
		( )		( )
		( )		( )
		( )		( )
		( )		( )
総計				(kW)

※太陽光発電システムは、すべての欄(①~⑤)を記入してください。

その他のシステムは、①と②の欄を記入してください。

(注意)「②型式」を記入する際は、必ず支援対象製品であることを確認のうえ記入してください。

各システムの支援対象製品は環境総務課ホームページより確認できます。

※「③公称最大出力」とは、日本工業規格に規定されている太陽光パネルの公称最大出力をいいます。

※「⑤合計出力」には(公称最大出力)×(枚数)の値を記入し、総計の部分には合計出力の合計(単位をkWとし、小数点第3位以下を切り捨て)を記入してください。

上記の内容に間違いなく、中古品でないことを証明します。

令和 年 月 日

会社名

代表者名

担当者(部署名)

(氏名)

(電話番号)

(Eメール)

※発行担当者様へ 内容を確認する場合がございますので必ず控えを保存するようお願いいたします。

# 委任状

令和 年 月 日

(あて先) 川口市長

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 (法人の場合は法人名) \_\_\_\_\_

担当者名 (法人の場合のみ) \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、川口市地球温暖化対策活動支援金  
( ) の申請に関する手続きについて委任します。

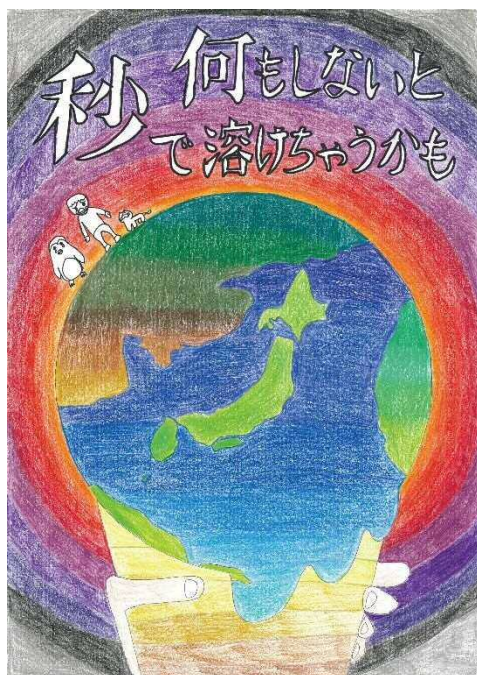
※対象システム名を記入してください。  
委任状は一つの申請ごとに1枚必要です。  
複数のシステムを申請する場合は、システムごと  
に委任状を作成してください。

(申請者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

## 令和7年度 地球温暖化防止ポスターコンクール受賞作品



小学生の部 最優秀賞



中学生の部 最優秀賞

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

〔表紙を除き、古紙パルプ配合率100%の再生紙を使用しています〕